

# 春日部労基だより

労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。  
掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

## ◆12月1日から産業別最低賃金が、改正されました。

☞2頁目のとおり各種最低賃金が改定されました。  
労働局で用意している助成金の活用もご検討ください。

### ○業務改善助成金

埼玉働き方改革推進支援センター ☎0120-729-055

埼玉労働局雇用環境・均等室 ☎048-600-6210

### ○キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

埼玉労働局職業安定部職業対策課助成金センター

☎048-600-6217

## ◆年末年始無災害運動にご協力をお願いします

☞2020年12/1～2021年1/15は年末年始無災害運動期間です。

3～4頁目のとおり、令和2年11月末日現在で、埼玉労働局管内の死亡災害は15件となっております。

安全で健康に新たな年をスタートできるよう、感染症予防対策、墜落防止対策、挟まれ・巻き込まれ対策、冬季の安全運転など、各種対策の徹底をお願いします。

## ◆令和3年度の労災保険料率について

### 令和2年度から変更はありません

☞令和3年度の改定は見送られることとなりました。料率は令和2年度のままとします。

# 埼玉県の最低賃金

令和2年10月30日更新

|                |            |                           |           |
|----------------|------------|---------------------------|-----------|
| <b>埼玉県最低賃金</b> | 時間額（円）     | 埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。 | 改正発効日     |
|                | <b>928</b> |                           | 令和2年10月1日 |

| 特定（産業別）最低賃金  | 時間額（円）     | 適用除外労働者（埼玉県最低賃金が適用されます。）   | 改正発効日            |
|--|------------|--|------------------|
| <b>埼玉県非鉄金属製造業最低賃金</b><br><small>非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）</small>   | <b>948</b> | 1 18歳未満又は65歳以上の者<br>2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの<br>3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者<br>4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 | <b>令和2年12月1日</b> |
| <b>埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b><br><small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small> | <b>954</b> |  |                  |
| <b>埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金</b><br><small>輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small>   | <b>966</b> |  |                  |
| <b>埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金</b><br><small>光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）</small>  | <b>963</b> |  |                  |
| <b>埼玉県自動車小売業最低賃金</b><br><small>自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</small>   | <b>962</b> |  |                  |

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。  
 (※ 「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。)  
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。  
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。  
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

埼玉労働局  
労働基準監督署

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

## 令和2年 死亡災害発生事例

令和2年11月30日集計

| 番号 | 発生日 | 発生時間帯 | 業種                   | 事業場規模  | 災害発生のあらまし   | 事故の型         | 起因物            |
|----|-----|-------|----------------------|--------|---|--------------|----------------|
| 1  | 1月  | 6時    | 建設業<br>(その他の建築工事業)   | 1～9人   | ワンボックスカーに7人が同乗して会社から建設工事現場に向かう途中、市道で休憩のため停車していた大型トラックに追突し、2列目に乗っていた1人が死亡したものの。                            | 交通事故<br>(道路) | 乗用車、バス、バイク     |
| 2  | 1月  | 14時   | 建設業<br>(その他の建築工事業)   | 10～29人 | 外壁の塗装工事現場において、高さ2.84mの屋根上に単管足場を組み立てる作業中、被災者は長さ4mの建地材をつかみ、足場上に上ろうとしたところ、建地材が回転し、屋根の上から墜落して死亡したものの。         | 墜落・転落        | 屋根、はり、もや、けた、合掌 |
| 3  | 2月  | 9時    | 建設業<br>(その他の土木工事業)   | 1～9人   | 資材置場において、残土の搬出のため、ドラクショベルを使用しトラックに積み込んでいたところ、被災者に気づかず後進し、被災者がトラックとの間に挟まれ死亡したものの。                          | はさまれ、巻き込まれ   | 掘削用機械          |
| 4  | 2月  | 14時   | 建設業<br>(木造建築工事業)     | 10～29人 | 外壁の塗装工事現場において、外部足場として抱き足場を組立中、当該足場に約4mの移動はしごを立て掛け、かつ、足場の材料である単管を片手に持ってはしごを昇る際に墜落し、死亡したものの。                | 墜落・転落        | はしご等           |
| 5  | 2月  | 8時    | 製造業<br>(その他の金属製品製造業) | 10～29人 | ラムと呼ばれる1本の棒状のアタッチメントを取り付けたフォークリフトを使用して、重さ約2トンの荷（コイル状に巻かれた鋼線）を運搬していた被災者が荷とラムとの間に挟まれ、外傷性窒息により死亡したものの。       | はさまれ、巻き込まれ   | 金属材料           |
| 6  | 2月  | 10時   | 建設業<br>(その他の建築工事業)   | 10～29人 | 木造建築物解体工事現場において、金属ごみの分別作業をしていた被災者が解体用機械の旋回体に激突され、その反動でキャタピラの上に倒れこみ、旋回体とキャタピラに胴体を挟まれ、死亡したものの。              | 激突され         | 解体用機械          |
| 7  | 2月  | 7時    | その他<br>(その他の事業)      | 1～9人   | 道路に鉄板を敷くため、ドラグ・ショベルのバケットに付属するフックに1枚の鉄板をつり下げ、もう1枚の鉄板を同バケットの上に載せて運搬中、同バケット上の鉄板が落下し、付近にいた被災者の頭部に当たって死亡したものの。 | 飛来・落下        | 掘削用機械          |
| 8  | 3月  | 19時   | 建設業<br>(その他の建設業)     | 1～9人   | 機材倉庫内で、被災者が倒れた配管パイプと階段手すりとの間に挟まれ死亡したものの。  | 崩壊、倒壊        | 金属材料           |

## 令和2年 死亡災害発生事例

令和2年11月30日集計

| 番号 | 発生日 | 発生時間帯 | 業種                | 事業場規模    | 災害発生のあらまし   | 事故の型         | 起因物            |
|----|-----|-------|-------------------|----------|---|--------------|----------------|
| 9  | 5月  | 11時   | 建設業<br>(その他の建設業)  | 1～10人    | テント倉庫修繕工事現場において、屋根上で作業をしていた労働者がテント屋根を踏み抜いて高さ約4メートルから地上に墜落して死亡したものの。                                     | 墜落・転落        | 屋根、はり、もや、けた、合掌 |
| 10 | 8月  | 8時    | 製造業<br>(機械器具製造業)  | 1～10人    | 中ぐり盤(穴あけ機)で鋳鉄製材料を切削加工中、刃の付いた回転軸を材料から引き離し、切削した穴を覗き込んだところ、回転していた回転軸に服が巻き込まれ、体ごと回転し全身を強く打って死亡したものの。        | はさまれ、巻き込まれ   | その他の金属加工用機械    |
| 11 | 8月  | 16時   | 建設業<br>(その他の土木事業) | 10～29人   | 駐車場から事務所へ戻るため横断歩道を渡っていたところ、右折してきたトラックに跳ねられ死亡したものの。  | 交通事故<br>(道路) | トラック           |
| 12 | 10月 | 16時   | 産業廃棄物<br>処理業      | 10～29人   | 産業廃棄物から生じた液体を貯留するタンク(高さ1.4メートル、直径1.5メートル)の清掃ため内部に立ち入ったところ、硫化水素中毒により作業者が突然意識を失ったものの。                     | 有害物との<br>接触  | 異常環境等          |
| 13 | 10月 | 5時    | 製造業<br>(紙加工品製造業)  | 100～299人 | 古紙ベアラー(段ボールの破碎廃材の圧縮機)の電源を切らずに、廃材の詰まりの解消作業中、バランスを崩しベアラー内部に墜落して、プッシャーに押しつぶされ死亡したものの。                      | はさまれ、巻き込まれ   | その他の一般動力機械     |
| 14 | 10月 | 2時    | 陸上貨物運送<br>事業      | 50～99人   | 倉庫フロアにおいて、ピッキングフォークリフトを運転し、荷下ろし作業に従事していた被災者が地上に倒れているところを発見された。発見当時、ピッキングフォークリフトの運転席は地上約4メートルの高さに停止していた。 | 墜落・転落        | フォークリフト        |
| 15 | 11月 | 12時   | 林業<br>(木材伐出業)     | 1～9人     | チェーンソーを使用して伐木作業を行っていたところ、伐倒した立木が激突して死亡したものの。  | 激突され         | 立木等            |